

目的 家族が一つの住宅に住む状態は住居単位としての平面計画として、一般常識的にある事と子つた概念が存在している。それは一戸建の場合独立建物と1戸、また共同住宅に於ける住居単位についても一住戸当たりの範囲は区別出来る。ここに取り上げた住戸論争は、今までの云ふべき常識的住宅アランゲーに範囲と問題点を投げかけているもので、これからのおか國に於ける共同住宅平面計画と賃貸の仕方との間に社会的に引き起されるトラブルとその解決への基礎資料として報告するものである。

方法 1981年6月、シアトル市裁判所法廷で争われたもので、原告はシアトル市建築局許されたのは同市のアパート経営主で、市の建築基準に基づく住居単位概念に違反していると云うものである。この事例経過と結果を両者の論争を通して述べて行く。

結果 許されたアパートの住居規模は4LDKで、このうちの2寝室は廊下に直接出入できるドアを持っていて、即ち2LDKが1つの住戸としてまとめられ、他の2室は別々に分離して賃貸できる。シアトル市建築局はこの2室が廊下に直接ドアを持っているのは違反である主張している。この理由について、先ず火災の危険性と駐車の近隣迷惑をあげており、特に台所を3戸で共同使用することになっていはるか、実際、台所の隣の部屋は電熱器など接込んで調理することになり非常に危険だとしている。しかしアパート経営主はこのような間取は入居者に安く便利な住居をサーサスしていふと考えており、逆にこの市の許を間違っていると反論している。結果は市の主張を認め廊下側のドアはあべて閉めることを命じた。建築後との使用の仕方で建物のやり直しさせたことこそ重要である。